

環境政策課 ☎ 72-8284

不法投棄は犯罪です

廃棄物の適正な処理を行わず、みだりに路上や山林、河川敷、空き地、他人の土地などにごみを捨てる行為を不法投棄といいます。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、個人の違反者の場合5年以下の拘禁刑もしくは千万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。法人の違反者の場合3億円以下の罰金刑が定められています。

■不法投棄を発見したら

不法投棄された廃棄物を発見した場合は、「不法投棄通報フォーム」から通報をお願いします。

投棄者が見つからなかった場合、土地の管理者が処分しなければなりません。また、民有地に不法投棄された場合、原則として市が代わりに片付けることはできません。日頃から不法投棄をされないよう「不法投棄禁止看板」を設置するなど、土地の管理をお願いします。

※「不法投棄禁止看板」は、同課(江釣子庁舎)の窓口で配布しています。



不法投棄
通報フォーム

市民のアイデアを実施します 社会実験「きたかみウォーカブル チャレンジ」



きたかみウォーカブル
チャレンジ
ポータルサイト

市は、令和3年度に策定した地区再生計画「未来ビジョン」に基づき中心市街地の再整備に取り組んでいます。その一環として、市道北上駅鍛冶町線のウォーカブル化（歩いてみたいと思う道路整備）に向けた社会実験を実施します。

■実施期間：9月19日(土)～10月4日(日)

■実施区間：下図のとおり

※期間中、実施区間の交通規制を行う場合があります。

■実施内容：マルシェ、フリーマーケット

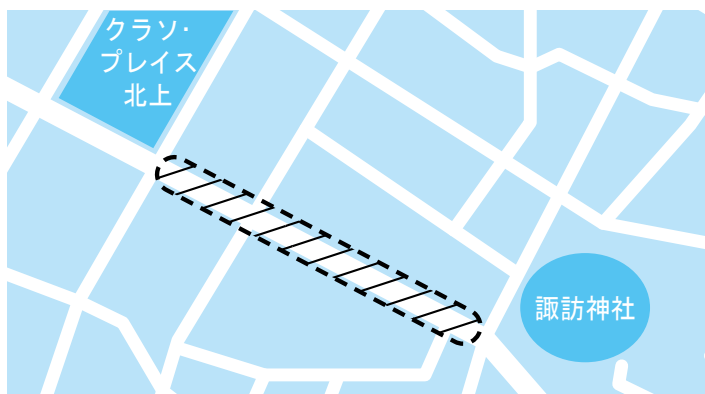
ト、絵画展示、防災イベント、ベンチ、テーブル配置など

※本年度は、公募による市民、企業、団体が構成する「北上市ストリートデザイン推進会議+（プラス）」において、企画した内容を実施します。

※詳細は、きたかみウォーカブルチャレンジポータルサイトをご覧ください。

■問い合わせ：都市再生推進課 ☎ 72-8285

■実施区間



会社をPRしたい

イベントを告知したい

広報きたかみに広告を掲載してみませんか？

「広報きたかみ」広告募集中

発行日 毎月第3金曜日

発行部数 約38,000部 (北上市内全世帯配布) ※一部世帯を除く

お問い合わせ
お申込みは

総合広告代理店
TOKOSHA

株式会社

東広社

中部支社

北上市黒沢尻1丁目-18-1 ルー工黒沢尻301号

TEL: 0197-64-1523 / FAX: 0197-64-1521